

北海道告示第 10448 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成 29 年 5 月 26 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊月ストア双葉店

苫小牧市双葉町 2 丁目 42 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 豊月 代表取締役 豊岡憲治

芦別市南 2 条東 1 丁目 5 番地 2

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,373 平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

平成 29 年 5 月 31 日

(6) 廃止する理由

新しい店舗を建設するために旧建物を解体するため

2 届出年月日

平成 29 年 5 月 19 日